

議案第 1 号

令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

以下の理由により、令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針案を別紙のとおり提出する。

令和7年6月12日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

令和8年度に特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に定める教科用図書の採択に関する事務について、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育学校を除く。）の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うにあたり、教科用図書の採択に関する基本方針を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

1 件名

令和8年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

2 基本方針を定める理由

令和8年度に特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に定める教科用図書の採択に関する事務について、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育学校を除く）の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うにあたり、教科用図書の採択に関する基本方針を定める必要がある。

3 方針策定の経緯

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づき市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育学校を除く）の校長が行う採択に関する事務について適切な指導、助言又は援助を行うこととなっている。

そこで、基本方針を策定するため、20名の委員で構成する沖縄県教科用図書選定審議会を設置し、教科用図書の採択基準等について諮問した。

令和7年4月16日及び令和7年5月23日の審議を経てまとめられた答申及び同法の諸規定に関する文部科学省通知を基に、採択基本方針としてまとめた。

4 根拠規定

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第21条(教育委員会の職務権限)

(2) 学校教育法

第34条(教科用図書・教材)

第49条(準用規定)・・・中学校に準用する。

附則第9条(教科用図書使用の特例)

(3) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

第10条(都道府県の教育委員会の任務)

第13条(教科用図書の採択)

第14条(同一の教科用図書を採択する期間)

(4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

第15条(同一の教科用図書を採択する期間)・・・4年間

(5) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則

第6条(同一の教科用図書の採択の特例)

令和 8 年度に使用する教科用図書の採択基本方針（案）

令和 7 年 6 月 12 日
沖縄県教育委員会

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、令和 8 年度に特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第 9 条に定める教科用図書の採択基本方針を次のとおり定める。

1 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択基本方針

(1) 採択基準について

① 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書

ア 文部科学省検定済教科書（以下「検定教科書」という。）、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書（特別支援学校、特別支援学級用）（以下「一般図書」という。）から採択する。

イ 一般図書（絵本等）の採択に当たっては、下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択についても十分考慮すること。

ウ 検定教科書の採択は、学校の所在地の採択地区で採択した教科書と同一とする。

エ 教科用図書は一種目について二重に選択することはできない。ただし、特に必要がある場合には次の通りとする。

(ア) 視覚障害者を教育する特別支援学校小学部の弱視者の国語の教科書については、検定教科書のほかに文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書を併せて採択することができる。

(イ) 聴覚障害者を教育する特別支援学校の小学部及び中学部の国語の教科書については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書（下学年使用の場合を含む。）を併せて採択することができる。

② 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する一般図書

ア 一般図書（絵本等）の使用は次の場合に限る。

(ア) 適切な検定教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合

(イ) 障害の幅が広く、検定教科書ではくれない場合

(ウ) 特別支援学校の小学部または中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

(エ) 小学校または中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合

イ 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科書については「生活」の教科書で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある「社会」、

「理科」、「家庭」、「保健」の図書から、必要に応じて適切な教科書を採択すること。

(2) 採択方法について

- ① 特別支援学校においては採択のために校内の採択委員会を設け、教科用図書の採択基準に沿った、適切な教科用図書の採択ができるよう配慮すること。また、特別支援学級においても文部科学省著作教科書と一般図書の採択のために特別支援学校と同様の配慮をすること。
- ② 特に、小学校（小学部）就学時においては、児童の実態に応じて検定教科書または文部科学省著作教科書を採択できるようにすること。但し、実態に応じて一般図書を採択することも検討する。

(3) 採択結果及び理由等の公表について

採択権者は、教科用図書の採択結果及び理由等を公表するよう努めること。